

H25秋協議

様式1

総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

(1) 措置済

特区=1 全国=2	「法」「政 令」「省令 等」の別	整理番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
2	省令等	(24秋) 385	持続可能な中山間 地域を目指す自立 的地域コミュニティ 創造特区	過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和	道路運送法第4条、第78条	地域外からの生活支援ボランティア(自然災害又は気象条件により生じた当該地域内の住民の生活上の困難を解消又は緩和するために必要な役務を無償で提供する者として地方自治体が認めた者)については、 ①地方自治体に生活支援ボランティアとして登録等がなされていること又は地方自治体が認めた生活支援ボランティア団体に当該団体の構成員として登録等がなされていること、 ②生活支援ボランティアの氏名、住所、ボランティア活動場所(当該地域内に限る)、ボランティア活動期間を地方自治体において確認していること、 ③生活支援ボランティアが、過疎地有償運送者の会員として名簿に記載されていること、 等の措置が講じられている場合には、地域住民の日常生活に必要な用務を反復継続して行う者として運送できることとした。	平成25年12月27日付けで通達発出済み。	国土交通省	提案の一部について法令等の改正が行われたため、今回から様式1及び様式2に分割して記載
2	省令等	(24春) 836	あわじ環境未来島 特区	平成二十四年経済産業省告示第百号第4条第7号イで、工事計画届出等が不要となるバイナリー発電設備の条件として、加熱熱源が「大気圧において摂氏百度以下の水若しくは蒸気を用いたもの」であることとされているが、この規定を100℃以上の蒸気(具体的には110～130℃程度程度の蒸気)にも適用されたい。	平成二十四年経済産業省告示第百号	平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議で、バイナリー発電設備について、媒体が水を含む不活性ガスのものについては、「大気圧において100℃以下の水若しくは蒸気を用いたものであること」の要件を外すことについて了承された。	措置済み 経済産業省告示第百号の改正をおこな い、2014年5月20日付けで、公布・施行	経済産業省	

総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

(1)措置済

特区=1 全国=2	「法」「政令」「省令等」の別	整理番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
1	省令等	(25春) 1732	アジアヘッドクォーター特区	高度人材ポイント制における特別加算措置について、東京都が誘致する外国企業の業務統括拠点・研究開発拠点のうち、「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金」の交付や設立支援を行った企業についても、適用対象として追加する。これらの企業については、既に特別加算対象として認められている「アジア拠点化立地推進事業費補助金」の対象企業とも考え方に親和性を有するものであり、イノベーションの創出の促進に資するものといえる。	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」平成24年3月30日法務省告示第126号)、「出入国管理及び難民認定法7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」(平成24年3月30日法務省告示第127号)	東京都が誘致する外国企業の業務統括拠点・研究開発拠点のうち、「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金」の交付や設立支援を行った外国企業については、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とする。	○特例に関する措置を定める告示(内閣府との共管)については、平成26年10月を目途に公布・適用予定。 ○その他関係通知については、総合特別区域計画の認定までに関係機関へ発出予定。	法務省	
1	省令等	(25春) 1732	アジアヘッドクォーター特区	高度人材ポイント制における特別加算措置について、東京都が誘致する外国企業の業務統括拠点・研究開発拠点のうち、「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金」の交付や設立支援を行った企業についても、適用対象として追加する。これらの企業については、既に特別加算対象として認められている「アジア拠点化立地推進事業費補助金」の対象企業とも考え方に親和性を有するものであり、イノベーションの創出の促進に資するものといえる。	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」平成24年3月30日法務省告示第126号)、「出入国管理及び難民認定法7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」(平成24年3月30日法務省告示第127号)	東京都が誘致する外国企業の業務統括拠点・研究開発拠点のうち、「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金」の交付や設立支援を行った外国企業については、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とする。	法務省において、 ○特例に関する措置を定める告示(法務省と内閣府の共管)については、平成26年10月を目途に公布・適用予定。 ○その他関係通知については、総合特別区域計画の認定までに関係機関へ発出予定。	経済産業省	

総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

(1)措置済

特区=1 全国=2	「法」「政令」「省令等」の別	整理番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
1	省令等	(25春) 1732	アジアヘッドクォーター特区	高度人材ポイント制における特別加算措置について、東京都が誘致する外国企業の業務統括拠点・研究開発拠点のうち、「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金」の交付や設立支援を行った企業についても、適用対象として追加する。これらの企業については、既に特別加算対象として認められている「アジア拠点化立地推進事業費補助金」の対象企業とも考え方に親和性を有するものであり、イノベーションの創出の促進に資するものといえる。	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」平成24年3月30日法務省告示第126号)、「出入国管理及び難民認定法7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」(平成24年3月30日法務省告示第127号)	東京都が誘致する外国企業の業務統括拠点・研究開発拠点のうち、「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金」の交付や設立支援を行った外国企業については、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とする。	○告示(内閣府との共管)については、平成26年10月を目途に公布・適用予定。 ○その他関係通知については、総合特別区域計画の認定までに関係機関へ発出予定。	厚生労働省	
2	省令等	3222	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区	医療法人が有する医療機関の給食施設を活用した配食サービスの実施	医療法第42条第6号「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付医政発0330053号)	医療法人が、その開設する病院等の業務に支障がない限り行うことができる附帯業務に、医療法人の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者であって、①当該医療法人が開設する病院若しくは診療所に入院していた者若しくは通院している者、又は②当該医療法人が開設する病院、診療所若しくは訪問看護ステーションから訪問診療若しくは訪問看護を受けている者に対して、当該医療法人が配食を行うものを追加した。 ※ なお、例えば3年前に入院して現在は受診していないような者は対象外となること。	医療法人の附帯業務の拡大について(平成26年3月19日医政発0319第4号厚生労働省医政局長通知)を発出	厚生労働省	

総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

(1)措置済

特区=1 全国=2	「法」「政 令」「省令 等」の別	整理番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
2	法	4034	群馬がん治療技術 地域活性化総合特 区	外国の医師等が行う臨床修練の手 続緩和	外国医師等が行う臨床修練 に係る医師法第十七条等の 特例等に関する法律	<p>○正当な理由(医学部の大学院に在学中 等)があると認められるときに、許可の有効期間の更新(最長2年間)を認める。</p> <p>○受入病院の責任において、①外国の医師の能力水準、②適切な指導体制、③医師事故等が発生した際の賠償能力を確保する仕組みに改めるとともに、厚生労働大臣が関与する手続・要件を簡素化する(入国前の申請を可能とする等)</p> <p>○受入病院と緊密な連携体制が確保されている診療所における臨床修練の実施を認める等の改正を行う。</p>	本年6月25日付けで公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)により、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律」(昭和62年法律第29号)の一部改正を行っており、本年10月1日施行。	厚生労働省	
2	法	4035	群馬がん治療技術 地域活性化総合特 区	外国の医師等が行う臨床修練の手 続緩和	外国医師等が行う臨床修練 に係る医師法第十七条等の 特例等に関する法律	<p>○外国医師等の臨床修練制度について、以下のような内容の法律改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床修練の許可の有効期間について、正当な理由(医学部の大学院に在学中 等)があると認められる範囲(外国医師・外国歯科医師の場合は最長2年間、その他の職種の場合は最長1年間)で、有効期間の更新を認めるようにすること。 ・厚生労働大臣による指導医の認定制度を廃止し、受入病院が指導医を選任する仕組みに改めるとともに、入国前でも臨床修練の許可を受けることができるようにする等、厚生労働大臣が関与する手続・要件を簡素化すること。 ・研修目的の場合に加え、教授・臨床研究目的の場合にも国内での診療を認めることとし、この場合、日本の医師による実地の指導監督は不要とすること。 	本年6月25日付けで公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)により、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律」(昭和62年法律第29号)の一部改正を行っており、本年10月1日施行。	厚生労働省	

H25秋協議

様式1

総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

(1)措置済

特区=1 全国=2	「法」「政令」「省令等」の別	整理番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
2	省令等	4083	地域の”ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区	薬局等での血液検査サービスに対する衛生検査所の適用除外を可能にする特例	臨床検査技師等に関する法律第20条の3 臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条	デスクトップ型血液検査装置など簡便かつ即時検査の可能な検査装置については、整備すべき装置や環境、配置すべき管理者等の要件、整備すべき書類等にかかる登録基準について緩和を図り、血液検査の実施可能な場所を「薬局」や「保健センター」等にも拡大する。 利用者が自ら採取した検体について、診療の用に供さない生化学的検査を行う施設において当該検査を実施する場合は、臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録が不要な施設であることを明確化するため、「臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(昭和56年厚生省告示第17号)」の第4号に、「ホ 人体から採取された検体(受検者が自ら採取したものに限る。）」について生化学的検査を行う施設(イからニまでに掲げる施設を除く。）」を追加した。	臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(平成26年厚生労働省告示第156号)を平成26年3月31日に公布し、平成26年4月1日より施行 また、簡易な検査(測定)を行う事業の実施に係る手続や留意点等を示した「検体測定室に関するガイドライン(医政局長通知)」を平成26年4月9日に通知した。	厚生労働省	

H25秋協議

様式1

総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

(2)検討中(改正時期調整中)

特区=1 全国=2	「法」「政令」「省令等」の別	整理番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
2	政令	4102-2	奈良公園観光地域活性化総合特区	史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可の権限移譲による事務の迅速化	・文化財保護法施行令第5条等	地方自治体で扱う史跡名勝天然記念物の現状変更許可の範囲を拡大するため、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ〜リの範囲を拡大する方向で検討中。また、権限移譲先について、現在関係機関と調整中。	平成26年度中	文部科学省	